

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

Facebook の WhatsApp 買収案より

「手切れ金」の設定について

先日、大手ソーシャルサイト Facebook は、190 億ドル（新台湾ドル約 5,770 億元）の現金及び株式でスマートフォン向けインスタントメッセージングアプリケーション（メッセージング・サービス）会社 **Whatsapp** を買収することを発表した。今回の取引は、会社買収における記録¹を更新したほか、近年取引が行われた如何なるインターネット企業売買取引価格を大幅に上回った。

この高額な買収取引について、ネットや新聞における評価は賛否両論である。一部の分析では、「Facebook がこのような価格を出した背景には、資本、収入、ユーザーに基づくものではなく、最大な理由は時間とコスト、将来展開を見据え、自身の優勢を保つためである。特に主要分野において、一旦優勢を許してしまうと、企業にとって致命的である。よって、資金で解決できる壁ならば、どんなに高くても価値はあるだろう²。一方で、「今回の取引額は膨大であり、Facebook にとってはリスクである。バブル化を人々に連想させざるを得ない。なぜならば、ユーザーのアプリに対する嗜好は日々変化するものであるからだ³」との見方もある。果たして、この買収取引にそれだけの価値があるか否かについては、様々な議論があり、後々にその答えが分かるであろう。

今回の買収価格が注目される中、もう一つ更に注目すべき点として、20 億ドルに上る「手切れ金」である。所謂「手切れ金」(Breakup fee)とは、買収取引において、いずれかの当事者によって、契約が成立できなかった場合、他方当事者に支払う手切れ金である⁴。手切れ金の設定目的は、悪意ある買主、特に競争相手に対して、売主は買収価格に基づき、一定の比率で「手切れ金」の支払を求めるのは、悪意ある買主による契約不締結した場合のリスクに備えるものである。例えば、営業秘密の漏洩等、時には買収案件の内容及び規模が膨大であるため、買収が成立しなかった場合、投入された人力、資源、金銭など計

¹ 20140221 聯合新聞網《Facebook が WhatsApp を買収して即時通信市場へ進出》

20140222 鉅亨網新聞中心《Facebook が WhatsApp を買収》

³ 20140221 聯合新聞網《その価値あるのか？ WhatsApp 使用者 10 億人へ増加中》

⁴ 売主より買主に支払う場合、Breakup fee という；買主より売主に支払う場合、Reverse breakup fee という

本文は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

り知れないため、買収案件を成立させる決意を表すため「市場価格」を上回る手切れ金を約束するなどの原因が挙げられる。

手切れ金の支払い条件は、双方当事者により自ら定めるものである。例えば、買主は主管機関の許可を取得できない場合、売主に手切れ金を支払わなければならない。Facebook が Whatsapp を買収する案件では、米国監視機関に提出された書類に基づくと、買収案件を中止した場合（主に主管機関の許可を取得できない場合）、Facebook は 10 億ドルの現金及び 10 億ドルの会社株式を賠償金額として支払うことに同意するように双方は合意していた。これに対して、一部の評論では：「手切れ金はかなり高額である。いったい彼らは何をおそれているのか？私が唯一思い当たる潜在的な問題は、双方当事者の将来計画に侵入するものは果たして何かである⁵。我が国における買収実例において、主管機関許可の未取得を契約解除の条件として設定するのが一般的であるため、仮に、契約解除条件が成立した場合、買収契約は即時その効力を失うこととなる。即ち、賠償金を支払う義務がないからである。言い換えれば、台湾で今回ように Facebook が 10 億ドルの現金及び 10 億ドルの会社株式を手切れ金として約束した場合、台湾司法実務上において認められるかどうかについては今後検討の余地があると思われる。

THY

⁵ 中央通社台北 2014 年 2 月 20 日《Facebook が WhatsApp を買収、独占禁止回避か？》

本文は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。